

令和7年12月12日

各 位

会社名 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

(管理会社コード16714)

代表者名 代表取締役社長 水嶋 浩雅

問合せ先 ビジネスサポート本部 松永 みどり

(TEL:03-6843-1413)

### E T Fの約款変更に関するお知らせ

当社は、下記のE T Fについて、投資信託約款の変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### ○ E T F名称

2555\_東証R E I T E T F

360A\_東証R E I T C o r e E T F

##### ○ 変更内容およびその理由

###### 変更の内容

「運用の基本方針」および「運用の指図範囲等」の条文において日本国債への投資は現先取引に限る旨の記載へ改めることその他所要の条文変更を行います。

###### 理由

投資信託協会の自主規制規則である投資信託等の運用に関する規則において、公募のファンド・オブ・ファンズの場合、日本国債への投資は現先取引に限定されていることから（同規則22条1項2号ロ）、これを明確化するための変更を行います（なお、上記の投資信託において日本国債に投資した実績はございません。）。また、約款内の文言の整合性や不動産投資信託証券に投資する既存の類似商品との平仄を合わせるため、所要の変更も合わせて実施します。

##### ○ 投資信託約款の変更と書面決議の手続きについて

重大な投資信託約款の変更に該当しないため、書面による決議は行いません。

○変更の日程について

届出日　：令和 7 年 12 月 19 日

実施日　：令和 7 年 12 月 26 日

以上

別紙

東証R E I T E T F

投資信託約款の変更案

下線部\_\_\_\_\_は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第17条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。<u>ただし、第1号の有価証券については、現先取引によるものに限ります。</u></p> <p>1. 国債証券 2. &lt;略&gt; 3. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。<u>ただし、外国投資証券にあっては、投資法人債券に類するものを除きます。</u>）</p> <p>② &lt;略&gt; 1.～4. &lt;略&gt; &lt;削除&gt; &lt;削除&gt;</p>	<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第17条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>1. 国債証券 2. &lt;略&gt; 3. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）<u>で投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）または外国投資証券で投資法人債券に類するもの以外のもの</u> ② &lt;略&gt; 1.～4. &lt;略&gt; <u>5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの</u> <u>6. 外国の者に対する権利で5の権利の性質を有するもの</u></p>
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行います。</p> <p>1. &lt;略&gt; 2. 指数先物取引の買い建てを行う場合があります。指数先物取引の買い建てを行う際、日本国債に<u>現先取引による投資をすることがあります。</u> 3.～10. &lt;略&gt;</p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行います。</p> <p>1. &lt;略&gt; 2. 指数先物取引の買い建てを行う場合があります。指数先物取引の買い建てを行う際、日本国債に<u>投資することがあります。</u> 3.～10. &lt;略&gt;</p>
<p>(有価証券の貸付の指図および範囲)</p> <p>第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する<u>不動産投資信託証券</u>および国債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。</p> <p>1.～2. &lt;略&gt; ②～③ &lt;略&gt;</p>	<p>(有価証券の貸付の指図および範囲)</p> <p>第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する<u>R E I T</u>および国債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。</p> <p>1.～2. &lt;略&gt; ②～③ &lt;略&gt;</p>

# 東証REIT Core ETF

## 投資信託約款の変更案

下線部は変更部分を示します。

(新)	(旧)
(運用の基本方針) 2. 運用方法 (1) <略> (2) 投資態度 ① <略> ② 指数先物取引の買い建てを行う場合があります。 指数先物取引の買い建てを行う際、日本国債に <u>現先取引による投資をすること</u> があります。	(運用の基本方針) 2. 運用方法 (1) <略> (2) 投資態度 ① <略> ② 指数先物取引の買い建てを行う場合があります。 指数先物取引の買い建てを行う際、日本国債に <u>投資すること</u> があります。
③～④ <略> (3) <略>	③～④ <略> (3) <略>
(運用の指図範囲等) 第17条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 <u>ただし、第1号の有価証券については、現先取引によるものに限ります。</u>	(運用の指図範囲等) 第17条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1. 国債証券 2. <略> 3. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。 <u>ただし、外国投資証券にあっては、投資法人債券に類するものを除きます。）</u>	1. 国債証券 2. <略> 3. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。） <u>で投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）または外国投資証券で投資法人債券に類するもの以外のもの</u>
② <略> 1.～4. <略> <u>&lt;削除&gt;</u> <u>&lt;削除&gt;</u>	② <略> 1.～4. <略> 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの 6. 外国の者に対する権利で5の権利の性質を有するもの